

青森県報

第三千六十九号

平成二十一年
四月八日
(水曜日)

目次

告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定の取消し
 保安林の指定施業要件の変更

右	同	同	同	同	同
一	二	一	二	一	二

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表
 青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表
 右 同
 大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

同	同	同	同	同	同
二	二	二	二	二	四

告

示

青森県告示第二百五十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次とおり指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定を取り消したの
 で、同法第七十八条第三号の規定により公示する。

平成二十一年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名 称	医療法人 幸会
主たる事務所の所在地	所 在 地	弘前市大字石川字石川九七
居宅サービスの種類	訪問介護	石川訪問看護ステーションやすらぎ
居宅サービスを行う所	名 称	弘前市大字石川一丁目大仏下二五の
所在地	所 在 地	弘前市大字石川一丁目大仏下二五の
年 取 月 日 消	平 成	二〇・三・三

青森県告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 平川市尾崎黒倉沢一の一・一の二（以上二筆）について次の図に示す部分に限る。（
 - 二 保安林として指定された目的
 公衆の保健
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十一年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

平川市尾崎黒倉沢一の一・一の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

尾崎黒倉沢一の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十一年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十一年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十一年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る公共的施設の名称 コンフォートホテル八戸	所 在 地 八戸市大字尻内町字館田二の九、二の二六	種 類 宿泊施設	交付年月日 平成二〇一〇・三・一九
---------------------------------	------------------------------	-------------	----------------------

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十一年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る公共的施設の名称 シンフォニープラザ沼館	所 在 地 八戸市沼館四丁目四の八	種 類 物品販売用店舗	交付年月日 平成二〇一〇・三・二四
---------------------------------	----------------------	----------------	----------------------

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール下田
上北郡おいらせ町中野平四〇の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
下田タウン株式会社
上北郡おいらせ町中野平四〇の一
代表取締役 小西幸夫
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	年月日
イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の五 代表取締役 岡田元也	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の五 代表取締役 村井正平	平成 二〇・八・三
株式会社メガスポーツ 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目三六の五 代表取締役 中川純夫	株式会社メガスポーツ 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目三六の五 代表取締役 中西勉	二〇・四・六
株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本精一	株式会社橋文 八戸市卸センター一丁目九の一 代表取締役 橋本博文	二〇・一・八
株式会社オンワード樫山 東京都中央区日本橋三丁目一〇の五 代表取締役 廣内武	株式会社オンワード樫山 東京都中央区日本橋三丁目一〇の五 代表取締役社長執行役員 水野健太郎	一九・九・一
株式会社シーズ 東京都練馬区春日町六丁目一九の八 代表取締役 神山多恵子	株式会社シーズ 東京都練馬区春日町六丁目一九の八 代表取締役 関好邦	二〇・三・一〇

株式会社コックス 東京都江東区新大橋一丁目八の一 代表取締役 萩原久示	株式会社コックス 東京都江東区新大橋一丁目八の一 代表取締役 小柳津進	二〇・五・一六
株式会社夢や 香川県高松市朝日新町一七の二〇 代表取締役 高杉弘美	株式会社夢や 香川県高松市朝日新町一七の二〇 代表取締役 安東恵美子	二〇・七・二九
株式会社三鈴 東京都渋谷区代々木二丁目一の一 代表取締役 宮田修一	株式会社三鈴 東京都渋谷区代々木二丁目一の一 代表取締役 石角毅	二〇・一〇・二九
株式会社ジェイテックス 東京都目黒区中目黒二丁目八の一 代表取締役 笠原造	株式会社ワールドリピングスタイル 東京都目黒区中目黒二丁目八の一 代表取締役 西川信一	(小売業を営む社の名称変更) 二〇・四・一 一九・一〇・一
株式会社ヴィレッジヴァンガード 愛知県愛知郡長久手町大字長湫字鴨田一二の一 代表取締役 菊地敬一	株式会社ヴィレッジヴァンガード ドコーポレーション 愛知県愛知郡長久手町大字長湫字鴨田一二の一 代表取締役 菊地敬一	三・三・六
株式会社キャビン 東京都新宿区西新宿三丁目一五の五ライオンズマンション西新宿一階 代表取締役 吉江謙二	株式会社キャビン 東京都千代田区九段北一丁目一三の五 代表取締役 中島徹郎	(住所変更) 二〇・一〇・二七 (代表者変更) 一九・二・二六
株式会社麦の穂 大阪府大阪市北区天神橋二丁目二の一〇 代表取締役 田中愼一	株式会社麦の穂 大阪府大阪市北区西天満三丁目一三の二〇ASビル二階 代表取締役 田中愼一	二〇・三・三三
タビオ株式会社 大阪府大阪市平野区長吉長原西一丁目三の八 代表取締役 越智直正	タビオ株式会社 大阪府大阪市平野区長吉長原西一丁目三の八 代表取締役 越智勝寛	二〇・九・一六
イトキン株式会社 大阪府大阪市西区南堀江一丁目四の一 代表取締役 辻村章夫	イトキン株式会社 大阪府大阪市中央区久太郎二丁目二五 代表取締役 辻村章夫	二〇・三・一

スナップス販売株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目 六 代表取締役 西原浩一	株式会社八戸墓苑 八戸市下長二丁目一七の一九 代表取締役 佐々木博一	株式会社錦 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目四五の一九クワヤビル四階 代表取締役 西尾遼一	株式会社キタムラ 高知県高知市本町四丁目一の六 代表取締役 北村正志	株式会社ヤマノリテールिंगス 東京都渋谷区代々木二丁目三〇の七 代表取締役 山野義友	二〇・六一
届出年月日 平成二十一年三月二十五日	届出書の縦覧 平成二十一年四月八日	届出年月日 平成二十一年四月八日	届出書の縦覧 平成二十一年四月八日	届出年月日 平成二十一年四月八日	届出書の縦覧 平成二十一年四月八日

- 四 届出年月日
平成二十一年三月二十五日
- 五 届出書の縦覧
平成二十一年四月八日
- 一 場所
青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場
- 二 期間
平成二十一年四月八日から同年八月八日まで
- 三 時間
午前八時三十分から午後五時三十分まで
ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 一 提出期限

平成二十一年八月八日
提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバースむつ旭町店

むつ市旭町一七七の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 むつ市の意見の概要

意見なし

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

1 意見を有する者の氏名及び住所

柳沢友一

むつ市栗山町三の一八

2 意見の概要

- (一) 店舗から出る汚水を地下浸透ではなく、直近の水路に排水することを求める。
 - (二) 道路に雨水を垂れ流しせず、直近の公有水路まで側溝等を新設し雨水を処理する等の適切な対応を求める。
- 理由

- (一) 店舗から出る汚水を地下浸透することにより、地下水汚染が生じ、井戸利用している周辺住民の健康被害を招く恐れがある。
- (二) 雨水の敷地外（国道三三八号線）への流出量が大幅に増加することによって、道路冠水のみならず民間住宅への水害を生ずる恐れがある。

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2 期間

平成二十一年四月八日から同年五月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭